

令和4年3月7日

臨時休園する保育園の児童が在籍する保護者の
勤務先企業・事業者の皆さまへ

東村山市長 渡部 尚

新型コロナウイルス感染者の発生による臨時休園延長に伴うお願い

日頃より、東村山市の保育行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

市内私立保育園にて、児童・保育士が新型コロナウイルスに感染したことが
判明したことに伴い、3月3日（木）より臨時休園いたしておりましたが、当
該保育園での感染状況や運営体制等を考慮し、下記の期間まで臨時休園を延長
します。

それ以降の臨時休園については、感染者の発生状況等を踏まえながら、適切
に判断してまいります。

臨時休園期間

令和4年3月3日（木）から令和4年3月14日（月）まで

当該保育園の児童が在籍する保護者の勤務先企業・事業者の皆さまにおかれ
ましては、当該臨時休園の間、当該保育園に在籍する児童の保護者の勤務につ
いて、ご家庭での保育が可能となるよう、引き続き特段のご配慮を賜りますよ
う、よろしくお願い申し上げます。

なお、当該保育園の児童が在籍する保護者の皆さまには、別途当該保育園よ
り臨時休園となる旨及び臨時休園期間について通知させていただいております
ので、併せてご確認いただければ幸いです。

【問合わせ先】

東村山市役所 子ども家庭部 地域子育て課
電話：042-393-5111（内3608）